第２表　施行規則第14条第２号イに掲げるもの

	１　通信回数	２　通信時間	３　通信回数に適用される額の単価	４　通信時間に適用される額の単価	５　負担した額
単位料金区域	（単位　回）	（単位　秒）	（単位　円）	（単位　円）	（単位　円）

注１　当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

２　発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとに記載することとし、発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるものについては、それぞれアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

３　２の記載事項について、第８条第２項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する市内通信」とすること。

４　発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ１回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものにあっては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該１回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

５　卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を１回とし、通信時間の欄については、当該１回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

６　５の欄の数値が、１の欄から４の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第３表　施行規則第14条第２号ロに掲げるもの

		１　通信回数	２　通信時間	３　通信回数に適用される額の単価	４　通信時間に適用される額の単価	５　負担した額
発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域	（単位　回）	（単位　秒）	（単位　円）	（単位　円）	（単位　円）